

平成21年度の年金額については
据え置きとなります。

年金額に変更がない場合は、
年金額改定通知書を送付していません。

総務省より、平成20年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率については1.4%、対前年度比名目手取り賃金変動率については0.9%となったことが公表されました。

原則として、新規裁定者の年金額については、名目手取り賃金変動率を基準として改定され、他方、既裁定者については、物価変動率を基準として改定される仕組みとなります。

本年度のケースについては、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率がプラスとなっているため、年金額は新規裁定者、既裁定者いずれも名目

手取り賃金変動率を基準に改定されます(※)。
しかしながら、本年度改定された本来の年金額(本来水準)よりも、現在支給されている物価スライド特例水準の年金額のほうが高いため、平成21年度の年金額については、基本的には改定は行われないうこととなり、平成20年度と同じ額となります(本来水準が特例水準を上回る場合には、額改定はありません)。

※賃金・物価ともにプラスの伸びで、賃金の伸びが物価の伸びより低い場合、現役の負担力の伸びを上回る年金額の引き上げは不適切なので、既裁定者も賃金の伸びに合わせることで法律で定められています。

